

仕 様 書

1. 調達件名

令和2年度日英逐次通訳業務の委託

2. 目的

令和2年度に PMDA を主とした東京 23 区内で開催する、国際会議や海外規制当局研修生向けセミナー等における日英逐次通訳業務の年間委託を行う。

3. 業務内容

日英逐次通訳業務

例：海外規制当局との国際会議、海外規制当局研修生向けセミナーの質疑応答等

4. 予定数量

年間の予定数量は9件を想定しており、その内訳は終日26名、半日3名である（見込みの数量であり、必ずしもこれらの発注を保証するものではない）。

契約単位は通訳者1名半日もしくは終日とし、終日は拘束含む8時間、半日は拘束含む4時間とする。

また、終日・半日問わず延長となった場合は、1時間あたり「終日の契約額÷8×1.25（小数点以下切捨て）」を延長料金とする。

なお、終日については、原則2人での対応を想定しているが、案件発生の都度人数を指定するものとする。

5. 履行場所

PMDA を主とした東京 23 区内

6. 契約期間

2020年4月1日～2021年3月31日

7. 受託者の要件

(1) 過去5年間に複数の薬事・薬学分野の団体への日英通訳派遣実績を有している者であること。

(2) 派遣予定者（不測の事態に伴う代理派遣者を含む）が業務遂行に十分な能力、経験等を有し、次の(ア)～(ウ)を全て満たすこと。

(ア) 通訳経験が10年以上の実績があること。

(イ) 医薬品及び医療機器等の行政用語に加え、一般的な行政用語にも日英ともに精通していること。

- (ウ)科学的及び行政的に正確でわかりやすい通訳を行えること。
- (3) 受注者は、通訳者の能力・適性等を適切に把握し、無理なくかつ効率的な派遣計画で通訳者を手配すること。
 - (4) 通訳者間、社内の連絡体制が緊密であり、PMDA からの指示等に迅速かつ正確に対応できること。
 - (5) 不測の事態があっても必要な通訳者を確実に派遣できるようなリスク管理体制が整っていること。
 - (6) 派遣希望日の1ヶ月前までに連絡した場合、不測の事態が伴わない限り通訳者を手配できるようにすること

8. 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に再委託することはできない。

9. 機密保持

受託者は、本受託業務実施の過程で知り得た情報を本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してならないものとし、そのために必要な措置を講ずることとする。機構から提供された資料を必ず返却すること。

落札者は「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守すること。

10. その他

案件が発生した月ごとに、完了報告書を国際部宛てに提出すること。(月をまたぐ場合は、最終日の属する月とする)

本仕様書に掲げる事項の他、本業務を遂行するために必要な事項については、機構担当者と協議のうえ、指示に従うこととする。

11. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

国際部国際企画調整課 瀬谷

電話 : 03-3506-9456

Email : training-tuyaku@pmda.go.jp